

さっぽろしふくし じょうれいしこうきそく 札幌市福祉のまちづくり条 例 施行規則

いちぶかいせいあん いけん ぼしゅう
の一部改正案へのご意見を募集します！

ちゅうがく ねんせいむ
中 学 3 年 生 向 け

いけんぼしゅうきかん 意見募集期間

れいわ ねん がつ にち げつ れいわ ねん がつ にち げつ ひつちやく
令和5年11月13日（月）～令和5年11月27日（月）（必着）

さっぽろしでは、だれ かいてき く さら すす さっぽろしふくし
札幌市では、誰もが快適に暮らせる福祉のまちづくりをさらに進めるため、「札幌市福祉の
まちづくり条 例 施行規則」の一部改正することになりました。札幌市の未来を担うみなさん
の意見を参考にして、よりよいものしたいと かんが 考えていますので、この資料を読んで、みなさん
が気づいたことや、かんが 考えたことを教えてください。

おとな みなさま
～大人の皆様へ～

この資料は、「札幌市福祉のまちづ
くり条 例 施行規則」の一部を改正
するにあたり、子どもたちからの
意見をもらいたいと かんが づく
しました。ぜひお子様と一緒に読み
ください。また、区役所などで、
おとなよう しりょう はいか
大人用の資料も配布していますの
で、あわせてご覧ください。



※心のバリアフリーとは、しょうがいのある人や高齢の人などに対するへんけん かりかい
った、心の中にある見えない壁（バリア）をなくして、ひとりひとりがたようひとをおも
やり、行動を起こすことです。

さっぽろし ほけんふくしきょく しょう ほけんふくしぶ
札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部

市政等資料番号
02-F04-23-2156

1. 札幌市福祉のまちづくり条例って？

障がいのある方や高齢の方など、すべての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会参加できるまちづくりを目指す条例の事です。

2. 条例の基本理念（考え方・目標）

障がいのある方や高齢の方などが平等に参加するうえでの、下記4つの障壁(バリア)の解消を目指しています。

- 建物などで、出入口や通路に段差があったり、狭かったりすると、車いすの方などは利用できません。(物理的障壁)



- 障がいがあることによって資格が制限されたり、入学試験などが受けられなかったりすると、十分な社会活動ができません。(制度的障壁)



- 目の不自由な方は点字や音声案内などが無いと、耳の不自由な方は手話通訳や文字情報などが無いと、情報が伝わりません。(文化・情報面での障壁)



- 障がいがあることを偏見の目で見たり、逆に憐れんだりすると平等な交流ができません。(意識上の障壁)



3. 札幌市福祉のまちづくり条例施行規則って？

札幌市福祉のまちづくり条例の施行に関し必要な事項を定めるものです。

- ・ 公共的施設
多くの人が利用する施設で、病院、ホテル、デパート、銀行、飲食店、映画館、駅などの建築物、道路、公園、路外駐車場です。
- ・ 事前協議
公共的施設を建てる時には、市と事前協議が必要です。整備基準に満たない場合は、助言・指導を行います。
- ・ 整備基準(一部改正する部分)
障がいのある人や高齢の人が利用しやすくするための基準を定めています。

4. 札幌市福祉のまちづくり条例の推進における課題と見直し

市民が利用する病院やデパートなどの施設を建てたり、一部建て直したりする場合、整備基準を定めた「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」を設けることにより、障がいのある方や高齢の方などが安全・安心に利用できるよう、バリアフリーを進めています。

しかし、床面積500 m²未満の小さい建築物について、定めているスペースを必要とする整備項目(出入口や廊下など)の遵守状況における適合割合が低く、基準を守ることができていない状況です。

そのため、小さい建築物におけるバリアフリー化を進めていく必要があることから、主要な整備項目(出入口、廊下など)における基準を見直します。

○ 整備基準見直し内容(500 m²未満の建築物を対象)

(1) 出入口(利用円滑化経路上にある出入口)

現 外部出入口幅90 cm以上、内部出入口幅80 cm以上

新 外部・内部で出入口幅80 cm以上

(2) 廊下等(利用円滑化経路を構成する廊下等)

現 幅140 cm以上、末端付近及び50m以内ごとに車いす転回スペースを設ける場合は幅120 cm以上

新 幅90 cm以上

(3) 傾斜路(利用円滑化経路を構成する傾斜路)

現 幅140 cm以上、車いす転回スペースを設けた廊下に接続するものは120 cm以上、段併設の場合90 cm以上

新 幅90 cm以上

(4) 敷地内の通路(利用円滑化経路を構成する敷地内の通路)

現 幅180 cm以上

新 幅90 cm以上

(5) 敷地内の通路(利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路)

現 幅180 cm以上、段併設の場合90 cm以上

新 幅90 cm以上



車いすの幅は70 cmのため、車いす使用者が通過できるのは80 cm以上だよ。



5. 心のバリアフリーと「共生社会」

「共生社会」の実現のためには、障がいのある方や高齢の方にとってどんなことがバリア(障壁)になっているかを、みんなで一緒に考え、バリアを取り除いていくことが必要です。

さらに、障がいのある方や高齢の方が、住み慣れた地域で親しい人々とのつながりを保ちながら、安心して暮らしていけるように、さまざまなかたちで支え合いや見守りを行うことも必要となります。

障がいのある方や高齢の方も含めた全ての人にとって住みやすい社会、全ての人がお互いの価値を認め、支え合っていく「共生社会」を、みんなで協力して目指していきましょう。



さっぽろしふくし じょうれいしこうきそく いちぶかいせい
札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

いけんようし
意見用紙

この資料を読んで、気づいたことや考えたことを教えてください。
(令和5年(2023年)11月27日(月)必着です)



お名前

学年

【ご意見の提出先・問合せ先】

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

電話: 011-211-2936 / FAX: 011-218-5181

電子メールアドレス: sho.fukushi@city.sapporo.jp

※令和5年(2023年)11月27日(月)必着で、持参または郵送、FAX、Eメールなどにより送ってください。

※持参の場合、受付時間は、平日の午前8時45分から午後5時15分までです。電話による受付は行っていません。